

浜松市屋外広告物道標、案内図板等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号。以下「条例」という。）第6条第5項、浜松市屋外広告物条例施行規則（平成17年浜松市規則第138号。以下「規則」という。）別表第2における道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（以下「案内図板等」という。）等の規定について、実施細目を定める。

(意匠)

第2条 案内図板等の意匠については、歩行者及び自動車等の運転者の視認性に配慮し、下記基準に準ずることとする。

- (1) 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）を誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- (2) 電飾設備には、動光（電光掲示）点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- (3) 事業所等に案内し、又は誘導するための矢印又は方向かつ、距離若しくは時間又は所在位置を示す地図若しくは目的地となる場所を表示すること。
- (4) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。
- (5) 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- (6) 同一案内対象へ誘導する案内図板を複数設置する場合は、相互間距離を20メートル以上とすること。

(構造)

第3条 それぞれの表示内容毎に、道標案内図板として独立した構造でなければならない。

(添付書類)

第4条 道標案内図板等を設置するため許可の申請をする際は、規則に定める図書の外に

案内図板等の設置場所、事業所等、案内図板等の設置場所から事業所等への経路及び道のりがわかる資料を添付すること。

(その他)

第5条 条例第5条第3号に規定する区域であって、条例第3条第7号に規定する高速自動車国道第一東海道自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線若しくは東海道新幹線鉄道若しくは同条第8号に規定する道路若しくは鉄道は又は条例第5条第2号に規定する道路若しくは鉄道からの距離で100メートル未満にある「表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を除く。)」について、建築物の屋上に設置するもの、建築物の壁面から突き出すもの、建築物の壁面を利用するもの、塀を利用するものは、次の各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 第2条各号に規定するものであること

(2) 表示面積は、1面5平方メートル以内、合計は10平方メートル以内であること

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。